3　目標を達成するために行う脱炭素化の措置の実施時期 4　目標を達成するために行う脱炭素化の措置の実施体制 5　目標を達成するために行う脱炭素化の措置の実施に必要な資金の確保に関する事項 6　当該航空運送事業脱炭素化推進計画に係る本邦航空運送事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量に関する事項 7　脱炭素化の措置の実施に関し講ずる航空の安全の確保のための措置に関する事項 8　二以上の事業者が共同で計画を作成する場合におけるそれぞれの者が行う措置に関する事項 第29号の６様式（第235条の４の22関係）（日本産業規格Ａ４） 航空運送事業脱炭素化推進計画変更認定申請書 国土交通大臣　　殿 年　月　日 住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称 年　月　日付けで認定を受けた航空運送事業脱炭素化推進計画について下記のとおり変更したいので、航空法（昭和27年法律第231号）第131条の２の８第４項の規定により、認定を申請します。 記 1　航空運送事業の脱炭素化の目標 2　目標を達成するために行う非化石燃料の使用その他の措置の内容 3　目標を達成するために行う脱炭素化の措置の実施時期 4　目標を達成するために行う脱炭素化の措置の実施体制 5　目標を達成するために行う脱炭素化の措置の実施に必要な資金の確保に関する事項 6　当該航空運送事業脱炭素化推進計画に係る本邦航空運送事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量に関する事項 7　脱炭素化の措置の実施に関し講ずる航空の安全の確保のための措置に関する事項 8　二以上の事業者が共同で計画を作成する場合におけるそれぞれの者が行う措置に関する事項	（新設）

（空港法施行規則の一部改正）

第二条　空港法施行規則（昭和三十一年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港脱炭素化推進計画の記載事項） **第十五条**　法第二十四条第二項第三号（法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　空港脱炭素化推進事業の実施時期 二　空港脱炭素化推進事業の実施区域	（新設）